

改正 令和2年3月23日規則第3号  
(趣旨)

第1条 この規則は、福生病院企業団情報公開条例（平成31年条例第1号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開示請求)

第2条 条例第6条第1項の規定に基づき開示請求をしようとするものは、開示請求書（様式第1号）を実施機関に提出しなければならない。

(開示決定通知書等)

第3条 条例第11条各項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

(1) 条例第11条第1項の規定により公文書の全部を開示する旨の決定をした場合	開示決定通知書（様式第2号）
(2) 条例第11条第1項の規定により公文書の一部を開示する旨の決定をした場合（条例第13条第2項の規定による期日の通知を含む。）	一部開示決定通知書（様式第3号）
(3) 条例第11条第2項の規定により公文書の全部を開示しない旨の決定（条例第10条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合（条例第13条第2項の規定による期日の通知を含む。）	非開示決定通知書（様式第4号）

(開示決定等の期間の延長通知書)

第4条 条例第12条第2項又は第3項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

(1) 条例第12条第2項の規定により期間を延長した場合	開示決定等期間延長通知書（様式第5号）
(2) 条例第12条第3項の規定により期間を延長した場合	開示決定等期間特例延長通知書（様式第6号）

(第三者保護に関する手続)

第5条 条例第14条第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、当該公文書の作成年月日、当該第三者に係る情報の内容その他必要な事項とする。

2 実施機関は、条例第14条第1項及び第2項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（様式第7号）により通知するものとする。

3 前項の規定による意見書の提出は、開示決定等に係る意見書（様式第8号）により行うものとする。

4 実施機関は、条例第14条第3項の規定により反対意見書が提出された場合において、条例第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、直ちに開示決定に係る通知書（様式第9号）により反対意見書を提出した第三者に通知するものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第6条 条例第15条第1項の規定により、電磁的記録（映像又は音声記録された電磁的記録を除く。以下この項において同じ。）の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。

2 前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイ等映像若しくは音声の出力装置に出力したものの視聴又は光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付が容易であ

るときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。

(公文書の開示)

第7条 公文書の開示を行う場合において、公文書の写しの交付をするときの交付部数は、開示請求に係る公文書1件につき1部とする。

2 実施機関は、開示決定を受けたもので公文書の視聴又は閲覧をするものが当該視聴又は閲覧に係る公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該公文書の視聴又は閲覧の中止を命ずることができる。

(審査会に諮問した旨の通知)

第8条 実施機関は、条例第19条第1項の規定により福生病院企業団情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会に諮問した場合は、審査会諮問通知書(様式第10号)により、条例第20条各号に掲げるものに通知するものとする。

(検索資料)

第9条 条例第23条第2項の規定による公文書の検索に必要な資料は、公文書目録その他実施機関が定めるものとする。

(運用状況の公表)

第10条 条例第24条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項を福生病院企業団の掲示場に掲示し閲覧に供する方法及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

(1) 公文書の開示の請求の状況

(2) 公文書の開示決定、一部開示決定及び非開示決定の状況

(3) 審査請求の状況

(4) その他実施機関が必要と認める事項

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月23日規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

開 示 請 求 書

年 月 日

(実施機関)

宛

開示請求者 氏 名  
郵便番号  
住 所  
電 話  
(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者)  
(の氏名及び事務所又は事業所の所在地)  
連 絡 先 氏 名  
電 話  
(法人その他の団体の担当者その他連絡可能な方を)  
(記載してください。)

福生病院企業団情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり開示請求をします。

1 開示請求に係る公文書の件名又は内容	
2 開示の区分(希望する開示方法を○で囲んでください。)	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付
3 備考 (記載しないでください。)	受付年月日 年 月 日 受付課 部 課

第 号  
年 月 日

開 示 決 定 通 知 書

様

(実施機関)

印

年 月 日付けの開示請求について、福生病院企業団情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することを決定したので通知します。

1 公文書の件名			
2 公文書の開示をする日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場 所		
3 開示の方法			
4 事務担当課	電話	部	課 内線
5 備 考			

- 注1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。
- 2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福生病院企業団を被告として（訴訟において福生病院企業団を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

一部開示決定通知書

様

(実施機関)

印

年 月 日付けの開示請求について、福生病院企業団情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

1 公文書の件名			
2 公文書の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
3 開示の方法			
4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	福生病院企業団情報公開条例第7条第 号に該当		
5 福生病院企業団情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期	年 月 日 ただし、公文書の開示を希望する場合は、同日以後新たに開示請求が必要となります。		
6 事務担当課	電話	部 内線	課
7 備 考			

- 注1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。
- 2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福生病院企業団を被告として（訴訟において福生病院企業団を代表する者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

非 開 示 決 定 通 知 書

様

(実施機関)

印

年 月 日付けの開示請求について、福生病院企業団情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の件名	
2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	福生病院企業団情報公開条例第7条第 号に該当
3 福生病院企業団情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期	年 月 日 ただし、公文書の開示を希望する場合は、同日以後新たに開示請求が必要となります。
4 事務担当課	部 課 電話 内線
5 備 考	

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福生病院企業団を被告として（訴訟において福生病院企業団を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号  
年 月 日

開示決定等期間延長通知書

様

(実施機関)

印

年 月 日付けの開示請求について、福生病院企業団情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 公文書の件名	
2 福生病院企業団情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 事務担当課	部 課 電話 内線
6 備考	

第 号  
年 月 日

開示決定等期間特例延長通知書

様

(実施機関)

印

年 月 日付けの開示請求について、福生病院企業団情報公開条例第12条第3項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 公文書の件名	
2 福生病院企業団情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 上記3の期間内に開示決定等をする部分	
5 残りの公文書について開示決定等をする期限	年 月 日
6 福生病院企業団情報公開条例第12条第3項を適用する理由	
7 事務担当課	部 課 電話 内線
8 備 考	



第 号  
年 月 日

意 見 照 会 書

様

(実施機関)

印

福生病院企業団情報公開条例に基づき、次のとおり \_\_\_\_\_ に関する情報が記録された公文書について  
開示請求がありました。

本件開示請求に係る公文書の開示決定等についてご意見があれば、別紙「開示決定等に係る意見書」  
により、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日までに回答してください。

1 開示請求に係る公文書 の件名及び作成年月日	
2 _____ に関する情報 の内容	
3 事務担当課及び意見書 提出先	部 課 電話 内線
4 備 考	

開示決定等に係る意見書

年 月 日

（実施機関）

宛

住 所

氏 名

電 話

（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）

\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日付け\_\_\_\_\_号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

1 公文書の件名		
2 開示決定に対する反対意思の有無	有	無
3 意見（開示決定に反対する理由）		

第 号  
年 月 日

開示決定に係る通知書

様

(実施機関)

印

年 月 日付けの\_\_\_\_\_に関する情報が記録された公文書の開示請求について、福生病院企業団情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書を開示することを決定したので通知します。

1 公文書の件名	
2 開示決定をした理由	
3 開示をする日	年 月 日
4 事務担当課	部 課 電話 内線
5 備 考	

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福生病院企業団を被告として（訴訟において福生病院企業団を代表する者は\_\_\_\_\_となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号  
年 月 日

審 査 会 諮 問 通 知 書

様

(実施機関)

印

年 月 日付けの開示決定等に対する審査請求について、福生病院企業団情報公開条例第20条の規定により、次のとおり福生病院企業団情報公開・個人情報保護及び行政不服審査会に諮問したので、通知します。

1 公文書の件名	
2 審査請求の内容	
3 諮問をした日	年 月 日
4 事務担当課	部 課 電話 内線
5 備 考	